

人権侵害とは何でしょうか？

人権侵害とは、日本国憲法が保障している法の下での平等、思想・信条・良心の自由及び言論の自由に関する差別的な取扱い、プライバシーの侵害、就学・就業に関する機会均等や環境確保、その他基本的人権を侵害するような差別的な取扱いにより、個人の尊厳を不当に傷つける行為をいいます。



なぜ日本大学は人権侵害を許さないのでしょうか？

日本大学は、いかなる人権侵害も許しません。学ぶ権利や教育研究を行う自由が阻害され、安全かつ快適に学ぶことや働くことができないような差別的取扱いを見過ごすことは、日本大学が果たすべき使命を放棄するに等しく、就学・就業環境への配慮を怠ることになるからです。

日本大学の基本姿勢

日本大学は、人権侵害の問題について、次の基本姿勢をもって臨みます。

- 人権侵害の発生防止に取り組みます。
- 問題の適正・迅速な解決に取り組みます。
- 人権侵害を受けた者の保護・救済を基本に問題解決に当たります。

人権侵害を受けたら・見かけたら

自分が人権侵害の被害者になったら、我慢せずに人権相談オフィスに相談しましょう。また、被害を受けた状況について、できるだけ具体的な記録を取ってください。人権侵害を見かけたり、相談されたりしたら中立的な立場で話を聴き、内容が複雑・深刻なケースの場合は、被害者に人権相談オフィスへ相談するようにアドバイスしてください。一人で悩み、我慢していても問題は解決されず、エスカレートすることもあります。速やかに相談することが、早い解決につながります。

人権相談オフィス

人権相談オフィスでは、学内外の関係分野の専門家を中心として構成された人権アドバイザーが、面談を通じて人権侵害を受けた方の保護・救済を中心に問題解決に当たります。人権侵害を受けた方の意思や立場及びプライバシーに十分留意して解決を図ります。人権相談オフィスは、相談者のプライバシーを守り、相談したことで不利益を被ることはありません。

☎ 03-3221-2562

✉ jinken@nihon-u.ac.jp

開室時間など詳しくは以下のホームページよりご確認ください。

🔍 日本大学人権侵害防止委員会

検索



相談する際のポイント

- ➡ 電話でのご連絡を基本としますが、メールでのご連絡も受け付けます。
- ➡ 相談は、匿名でも受け付けていますが、具体的な対応を希望する場合には面談が必要となるため、お名前をお聞きます。
- ➡ 相談者への対応を正確に行うため、電話番号の通知をお願いします。発信番号が非通知の場合は対応いたしかねる場合があります。

- 面談を希望される場合は、必ず予約が必要となりますので事前に人権相談オフィスまでご連絡ください。
- 面談は、相手の処分・処罰を目的とはしていません。第三者の立場で双方の話を聴き、就学・就業環境の改善を目的としています。



教職員用
2019

大切なのは、
お互いを思いやる
こころ



日本大学は人権侵害を許しません！

